

平成29年度 第1回大和市障がい者福祉計画審議会 会議録

会議名	平成29年度 第1回大和市障がい者福祉計画審議会	
開催日時	平成29年6月27日(火) 午後2時～午後3時00分	
開催場所	保健福祉センター5階 501会議室	
出席状況	委員	8人(関水会長、佐藤委員、内藤委員、春日委員、守田委員、村元委員、鳥海委員、田所委員)
	事務局	9人(健康福祉部次長、障がい福祉課長、障がい福祉課係長2名、障がい福祉担当職員2名、すくすく子育て課長、すくすく子育て課係長1名、すくすく子育て課職員1名)
	傍聴人	0人
担当課	障がい福祉課障がい福祉担当 内線(5665)	
公開・非公開の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開	

1. 会議次第

(1) あいさつ

(2) 委員紹介 教育委員会指導室職員として委嘱していた馬場様、厚木保健福祉事務所大和センター小山様が人事異動に伴い退任。後任は守田様、重松様が委嘱されたことを報告。

(3) 会長挨拶

(4) 議題

①大和市の障がい者の状況について

②指定障害者福祉サービス等の実績及び見込について

③障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定について

(5) その他

事務連絡

2. 審議又は検討経過及び結果 主な内容は次のとおり

【議題①大和市の障がい者の状況について事務局より説明】

●委員

療育手帳所持者数で軽度の対象者が大きく増加しているが、基準が変わったのか。

○事務局

基準は特に変わっていない。手帳の制度の周知や、相談の件数の増加により対象となる方への周知が進んでいるためと考えられる。

●委員

自立支援医療とはどのような人が対象となるのか。

○事務局

精神通院が必要と医者に認められた方が診断書を提出し、認められた方に対して発行する。その医療証があると、通常健康保険適用で3割の自己負担となるところ、1割の自己負担で精神科に通院できるようになるものである。精神障害者手帳と重複して持って

いる人、手帳のみ持っている人、受給者証のみ持っている人、いずれのケースもある。

●委員

資料中の精神障害者手帳の所持者数と自立支援医療の受給者数の中には、重複している対象者もいるということか。

○事務局

そのとおりである。

●委員

一般的に精神障害者手帳が取得できない人が取得することが多いのか。

○事務局

そういうわけではない。診断書の判定は神奈川県が行うため、市で診断書の審査基準を明確に把握しているわけではないが、精神通院をする方が対象になるので、手帳を持っていても受給者証を持っていない、という方もいる。

●委員

知的障がい者の中で、病院が1割負担になったという人がいたが、この制度を利用したということか。

○事務局

この受給者証は精神科への通院に限って使えるものなので、その方が精神科のクリニックに通院しているのであればこの制度を利用できる。また、所得によって月の負担額が1割以下で利用できる場合もあることを補足しておく。

【議題②指定障害者福祉サービス等の実績及び見込について事務局より説明】

●委員

児童発達支援とは、発達障がいの児童向けのサービスも含まれるのか。

○事務局

そのとおりである。児童発達支援は学校に入学前、幼稚園年長の年齢までのこどもを対象としたもので、知的障がいなど、障がい者手帳を持っているこどもや、発達障がいのこどもが対象となっている。

●委員

児童向けサービスのところで、実績に比べて見込が減少しているところがあるが、そういう見込みでいるということなのか。

○事務局

見込みについては、第4期障がい福祉計画の見込み値を修正せずに入れているため、実績と比較して少なくなってしまうものもある。策定当時の見込みより増加しているので、次回の策定時に現状に合った見込み値を設定する。

●委員

訪問系サービスについて、見込みより大きく下回っているが、何か理由があるのか。

○事務局

利用者一人当たりの時間数が多いため、亡くなられてしまった等で利用者が減ってしまったことが見込みを下回った原因である。

●委員

日中活動系サービスで生活介護や就労継続支援B型も大きく下回っているが、見込は

大目に設定している傾向があるのか。

○事務局

見込は平成25年度の実績と平成26年の見込をもとに設定している。その2つのサービスについては、当時見込んだ程の伸び率はなかったが、実績として徐々に伸びてはいるというのが、実績から読み取れる傾向である。逆に障がい児向けサービスについては、当時の見込以上の伸びとなっている。

【議題③障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定について事務局より説明】

●委員

ヒアリング対象について、当事者団体に入っている方のこどもが支援学校に通ったりしているが、ヒアリング先が重複し無駄にならないか。また、ヒアリングシートには氏名を記入するものなのか。

○事務局

ヒアリングシートについては、事前にシートを送付して内容を確認してもらうことはあるが、市職員と相対してシートに沿って話を聞いていくというものである。

支援学校へのヒアリングというのは、ご親族等へではなく、学校関係者へのヒアリングであるため、当事者団体と支援学校との重複はない。

重複という点では、以前は自立支援協議会の身障部会、児童部会といった部会毎にヒアリングを行っていたが、他のヒアリング対象団体と構成員が重複しているという声があったことや、部会が目的別の部会へと性質を変えており、今回は対象から外させていただいた。

●委員

シートの記入は団体の会員全員がするわけではないのか。

○事務局

会員全員がヒアリングに参加することは難しいと思うので、日程を調整し、代表者数名が集まれる日に実施していきたいと考えている。

●委員

ヒアリングシートの構成として、当事者側は書きやすいが、サービス提供側からは書きにくいのではないのか。

○事務局

提供側から見てサービスが足りているかといった意見を書いてもらいたいと考えている。もし、事業を増やしていく予定がある等、団体毎の方針があれば、『今後の課題等について』の自由記述欄に意見を書いてもらいたいと考えている。

●委員

『障がい福祉計画』ではなく、『障がい者福祉計画』の内容かもしれないが、社会福祉協議会、特にボランティアセンターに、障がい者向けのボランティア依頼の相談が多い。制度とかサービスの枠外での支援を求める相談もあると思う。ヒアリングとまではいなくても、状況や意見の聞き取りを行ってほしい。

○事務局

法定サービスの枠にないサービスも、障がい者に対する支援の一部である。今回は法定サービスの見込等を定める『障がい福祉計画』の策定だが、委員の言うように『障がい者

福祉計画』、または市の総合計画のほうで内容が係わってくると思われる。これらを策定する際には、ご意見を踏まえて検討したい。

《これ以降、特に意見等無し。》

審議終了。

□その他において、次回開催は、10月下旬を予定していることを事務局から報告。

以上